



商工会会員かわら版

発行先：矢板市商工会
 住所：矢板市本町2-18
 電話：43-0272
 FAX：43-1767
 URL：http://yaita.shokokai-tochigi.or.jp

5月に入り年度はじめの慌たしさも一段落といったところでしょうか。長峰公園をはじめ市内のつつじも見頃を迎えています。会員の皆様はどんなスタートをきったのでしょうか？平成26年度も皆様会員企業に役立つ情報の提供に努めて参りますのでよろしくお願ひします。



第4回スー爺サンタの やいた軽トラ市開催!

開催日時 5月11日(日) 午前10時から午後3時 雨天決行

場所 矢板本通り(足利銀行さま～矢板武記念館)

交通規制時間午前9時～午後4時

会場内では、スタンプラリー抽選会・ダンスや唄などのイベントが盛りだくさん!

今回は、スペシャルイベントとして当日午後2時から扇町交差点付近において「2000人で踊ろう、恋するフォーチュンクッキー」と題し矢板市商店街のPRに活用するべくダンスイベントも開催されます。



軽トラ市とは?

商工会地域の商店街活性化を目的に県内各地で実施しており、矢板市商工会では平成24年度から実施しています。

簡単に言えば、軽トラックの荷台を店舗に見立てた朝市のことです。地元で採れた新鮮野菜・果物や加工品、ファストフード、各種商品等を販売いたします。

news!

平成26年4月1日から変わりました!

「印紙税」が変わりました

1 「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました

従来、「金銭又は有価証券の受取書」について3万円未満のものが非課税とされてきましたが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについては非課税とされることとなりました。

つまり **印紙が必要なのは5万円から** となりました。

*消費税及び地方消費税の金額(以下「消費税額等」といいます。)が区分されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

2 「不動産の譲渡に関する契約書」「請負に関する契約書」

についても

平成26年4月1日～平成30年3月31日までに作成されるものについて一部印紙税額が軽減されました。

「消費税率」が変わりました

5% → 8% に

そして、平成27年には **10%** に(予定)

平成27年度から変わります!

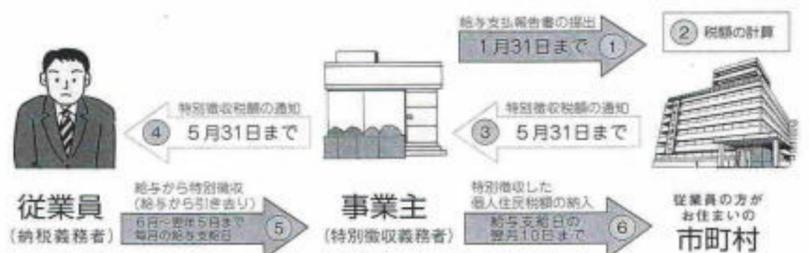
給与所得者の皆様へ
栃木県と県内全市町からの重要なお知らせです!

平成27年度から 給与所得者の方の個人住民税が 特別徴収(給与から引き去り)になります。

◆個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である事業主の方が、従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を引き去り(給与天引き)、納税義務者である従業員の方に代わって、従業員の方がお住まいの市町村ごとに納入していただく制度です。

◆今まで、お勤めの事業所から支払われる給与から個人住民税が特別徴収(給与から引き去り)されておらず、金融機関等で納付していた従業員の方は、納付の方法が「特別徴収(給与から引き去り)」に変わります。

特別徴収制度のしくみ



*お問い合わせは矢板市税務課へ TEL 0287-43-1115